

# 年金 だより



## 追納制度のお知らせ

### 国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

#### 国民年金保険料の追納をお勧めします！

国民年金保険料について免除（全額免除・一部免除・法定免除）や若年者納付猶予、また学生納付特例の承認を受けられた期間がある方は、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

このような方に国民年金保険料の追納をお勧めします。将来受け取る老齢基礎年金を増額するためには、免除等の承認をされた期間が10年以内であれば遡って保険料を納めることができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされています。

#### 1. 追納を行う場合は、申し込みが必要です。

年金事務所で申し込みを行っていただき、厚生労働大臣の承認を受けただけで、納付書をお渡しします。お渡しした納付書でお支払いしていただきます（口座振替ならびにクレジット納付はできません）。

#### 2. 追納に関する注意事項

- ・追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除期間に限られています。
- ・承認等をされた期間のうち、原則古い期間から納付していただきます。なお、今年度中に追納いただく際の保険料は、以下の通りです。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	
平成20年度月分	15,170円	11,380円	7,580円	3,790円	
平成21年度月分	15,260円	11,440円	7,630円	3,810円	
平成22年度月分	15,520円	11,640円	7,760円	3,880円	
平成23年度月分	15,310円	11,470円	7,650円	3,820円	
平成24年度月分	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円	
平成25年度月分	15,130円	11,350円	7,570円	3,780円	
平成26年度月分	15,280円	11,460円	7,640円	3,820円	
平成27年度月分	15,610円	11,700円	7,800円	3,900円	
平成28年度月分	16,260円	12,190円	8,130円	4,060円	加算額無し
平成29年度月分	16,490円	12,370円	8,240円	4,120円	加算額無し

国民年金受給予定者を対象にした相談を年金窓口で行っています。お気軽にご相談ください。



#### ◆問い合わせ先

秋田年金事務所 ☎018-865-2392  
琴丘総合支所地域生活係 ☎87-3516

健康推進課医療年金係 ☎85-2137  
山本総合支所地域生活係 ☎83-2115